

○茨城県企業局建設工事等施工手続及び監督に関する規準

平成8年4月1日

茨城県企業局訓令第1号

改正

平成9年3月31日	企業局訓令第2号	平成18年4月27日	企業局訓令第4号
平成10年3月31日	企業局訓令第1号	平成19年5月31日	企業局訓令第2号
平成11年3月31日	企業局訓令第3号	平成21年5月11日	企業局訓令第1号
平成12年3月31日	企業局訓令第1号	平成23年3月31日	企業局訓令第2号
平成12年12月28日	企業局訓令第2号	平成24年1月19日	企業局訓令第1号
平成13年3月30日	企業局訓令第1号	平成24年3月29日	企業局訓令第2号
平成13年6月28日	企業局訓令第2号	平成25年3月30日	企業局訓令第1号
平成14年3月29日	企業局訓令第2号	平成26年3月31日	企業局訓令第3号
平成14年10月3日	企業局訓令第3号	平成26年7月31日	企業局訓令第4号
平成15年3月31日	企業局訓令第1号	令和元年11月28日	企業局訓令第3号
平成16年3月31日	企業局訓令第2号	令和2年4月1日	企業局訓令第1号
平成16年9月21日	企業局訓令第3号	令和4年3月31日	企業局訓令第1号
平成17年3月31日	企業局訓令第2号	令和5年4月6日	企業局訓令第2号

茨城県企業局建設工事等施工手続及び監督に関する規準を次のように定める。

茨城県企業局建設工事等施工手続及び監督に関する規準

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 請負工事
 - 第1節 施工手続（第3条－第32条）
 - 第2節 監督（第33条－第52条）
 - 第3節 工事完成検査及び引渡し（第53条－第60条の2）
 - 第4節 中間検査（第61条－第62条の3）
 - 第5節 契約の解除（第63条－第67条の2）
 - 第6節 工事完成履行請求（第68条－第72条）
- 第3章 直営工事
 - 第1節 施行手続（第73条－第76条）
 - 第2節 監督（第77条・第78条）
- 第4章 建設コンサルタント業務の委託
 - 第1節 委託手続（第79条－第91条）
 - 第2節 監督（第92条－第95条）
 - 第3節 検査（第96条－第98条）
 - 第4節 契約解除（第99条－第102条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、茨城県企業局建設工事執行規程（昭和49年茨城県企業管理規程第4号。以下「執行規程」という。）及び茨城県企業局建設コンサルタント業務執行規程（平成8年茨城県企業管理規程第15号。以下「コンサルタント執行規程」という。）その他に特別の定めがあるもののほか、建設工事（以下「工事」という。）の施工及び工事に係る建設コンサルタント業務の委託手続及び監督に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 所長等 茨城県企業局組織規程（昭和42年茨城県企業管理規程第1号。以下「組織規程」という。）第5条に規定する出先機関の長をいう。

- (2) 委任工事 茨城県企業局職務権限規程（昭和42年茨城県企業管理規程第3号。以下「職務権限規程」という。）第9条の規定により請負契約に係る予算の執行が所長等に委任されている請負工事をいう。
- (3) 本局契約工事 委任工事以外の請負工事をいう。
- (4) 建設コンサルタント業務 コンサルタント執行規程第2条に規定する建設コンサルタント業務をいう。
- (5) 委任委託業務 職務権限規程第9条の規定により、建設コンサルタント業務の委託に係る予算の執行が所長等に委任されている当該委託に係る業務をいう。
- (6) 本局契約委託業務 委任委託業務以外の建設コンサルタント業務の委託に係る業務をいう。

第2章 請負工事

第1節 施工手続

（工事起工要求）

第3条 所長等は、その所掌に属する本局契約工事を起工しようとするときは、工事起工要求決議書（様式第1号（その1））により決議し、工事起工要求書（様式第1号の2（その1））に次の各号に掲げる書類を添付して、本局施設課長に提出しなければならない。

- (1) 工事起工概要書（様式第2号（その1））
- (2) 本工事費内訳書（様式第2号の3（その1））
- (3) 工事数量総括（内訳）表（様式第2号の4）
- (4) 特記仕様書
- (5) 図面
- (6) 指名業者推薦書（様式第3号（その1））（必要がある場合に限る。）
- (7) その他必要な書類

（工事起工決議）

第4条 本局施設課長は、前条の規定により工事起工要求書の提出があったときは、これを審査し、適正と認めるときは、工事起工決議書（様式第1号（その3））に設計図書（前条第1号から第5号まで及び第7号に掲げる書類をいう。以下本章及び次章において同じ。）を添付して決議の手続をとり、総務課長に送付しなければならない。

- 2 本局施設課長は、直接執行する工事を施工しようとするときは、工事起工決議書に設計図書を添付して工事起工の決議の手続をとり、総務課長に送付しなければならない。
- 3 所長等は、委任工事を施工しようとするときは、工事起工決議書に設計図書を添付して、工事起工を決議しなければならない。

（一般競争入札の特例）

第5条 一般競争入札により契約の相手方を決定する場合における対象工事の決定、競争参加資格要件の決定、入札の公告、競争参加資格の確認等の手続については、次条、第7条及び第9条の規定にかかわらず、別に定めるところによるものとする。

（業者の選定等）

第6条 本局施設課長（委任工事にあつては、所長等）は、第4条の規定により工事起工が決議されたときは、指名業者決定伺（様式第3号（その1））により別に定める入札委員会に指名業者の選定を諮らなければならない。

（指名業者決定通知）

第7条 入札委員会は、指名業者の選定の結果を指名業者決定通知書（様式第4号）により本局施設課長（委任工事にあつては、所長等）に通知しなければならない。

（予定価格等）

第8条 管理者（委任工事にあつては、所長等）は、茨城県企業局会計規程（平成23年茨城県企業管理規程第3号。以下「会計規程」という。）第97条（会計規程第105条において準用する場合を含む。）の規定により予定価格を定めるとき及び会計規程第98条第1項（会計規程第105条において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設定するとき又は会計規程第98条第1項の規定による基準に係る価格を設定するときは、予定価格表（様式第5号）を作成しなければならない。

- 2 予定価格（会計規程付則第2項に規定する場合に係るものを除く。）については、これを公表してはならない。

(入札通知)

第9条 管理者（委任工事にあつては、所長等）は、第7条の規定により指名業者決定の通知を受けたときは、工事入札通知書（様式第6号（その1））より当該指名業者に通知しなければならない。

(入札)

第10条 管理者（委任工事にあつては、所長等）は、入札に当たって、当該入札に参加する者に執行規程第5条第1項に定める入札書を提出させなければならない。

2 管理者（委任工事にあつては、所長等）は、郵便又は電子メールによる入札を認めた場合及び入札を郵便又は電子メールによるものに限った場合は、前項の入札書について、入札の執行日の前日（前日が茨城県の休日を守る条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日）までに到達することとし、郵便にあつては書留郵便に付して発送することとしなければならない。

(開札)

第11条 管理者（委任工事にあつては、所長等）は、入札終了後、直ちに入札書を入札場所において入札者を立ち合わせて開封し、入札金額を発表しなければならない。

2 前項の場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(再度入札及び指名替えによる入札)

第12条 管理者（委任工事にあつては、所長等）は、入札（入札執行日前に予定価格を公表している工事に係るもの及び入札を郵便又は電子メールによるものに限った工事に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）の結果、落札者が決定しない場合は、直ちに再度の入札を行うものとする。この場合において、入札執行回数は、初回の入札を含めて2回を限度とするものとする。

2 管理者（委任工事にあつては、所長等）は、郵便又は電子メールによる入札を認めた場合には、郵便又は電子メールによる入札者に再度入札の意思があるかを確認し、意思があるときは、前項の規定にかかわらず、改めて入札執行日を定めて実施しなければならない。

3 管理者（委任工事にあつては、所長等）は、入札（第1項前段の場合においては、再度の入札に限る。）において落札者がいないときは、予定価格と最低入札金額との差が少額で随意契約ができると認められる場合を除き、一般競争入札の場合にあつては再度一般競争入札を行う旨の公告を、指名競争入札の場合にあつては業者の指名替えを行うものとする。

4 管理者（委任工事にあつては、所長等）は、前項に規定する指名替えによる入札を執行する場合は、当初に示した契約内容、入札条件及び予定価格等を変更してはならない。

5 指名替えによる入札については、第6条、第7条及び第9条の規定を準用する。

(くじによる落札者の決定)

第13条 管理者（委任工事にあつては、所長等）は、落札者となるべき同一金額の入札をした者が2人以上となったときは、当該入札者に対し、落札者を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせた後、その順序により落札者を決定するくじを引かせて、落札者を決定するものとする。

(入札書取書)

第14条 管理者（委任工事にあつては、所長等）は、入札書取書（様式第7号（その1））により入札の経過を明らかにしておかななければならない。

(入札の無効)

第15条 管理者（委任工事にあつては、所長等）は、会計規程第99条（会計規程第105条において準用する場合を含む。）に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする旨を入札に参加する者に明らかにしておかななければならない。

(1) 委任状を持参しない代理人のした入札

(2) 郵便又は電子メールによる入札（郵便又は電子メールによる入札を認めない場合に限る。）

(3) その他入札に関する条件に違反した入札

(電子情報処理組織を使用して行う入札等の手続)

第15条の2 企業局の使用に係る電子計算機と入札に参加し、又は参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札等の手続につ

いては、前7条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

第16条 管理者は、本局契約工事について契約の相手方が決定したときは、建設工事請負契約決議書（様式第8号（その1））に設計図書その他請負契約を締結するのに必要な一切の書類を添付して決議し、執行規程第8条第1項に定める建設工事請負契約書（製造請負契約書にあっては、様式第46号。以下「請負契約書」という。）により請負契約を締結しなければならない。

2 所長等は、委任工事について契約の相手方が決定したときは、建設工事請負契約決議書により決議し、請負契約書により請負契約を締結しなければならない。

3 競争入札に付した場合において、落札者が請負契約を締結しないときは、当該入札に参加した次順位者と随意契約をすることができる。この場合において、当該契約の締結は、落札金額の制限内で行うものとし、かつ、工期を除くほか、当初の競争入札に付するときに定めた条件を変更してはならない。

（請負契約締結の通知等）

第17条 管理者は、本局契約工事について前条第1項の規定により請負契約を締結したときは、建設工事請負契約締結通知書（様式第9号（その1））に請負契約書の写し及び設計図書を添付して、所長等に通知しなければならない。

（設計変更要求）

第18条 所長等は、その所掌に属する本局契約工事について、現場の状況その他の事由により設計の変更を要すると認めた場合は、速やかに工事設計変更要求決議書（様式第10号（その1））により決議し、工事設計変更要求書（様式第10号の2（その1））に工事起工の際添付した設計図書の変更書類（以下本章及び次章において「変更設計図書」という。）を添付して、本局施設課長に提出しなければならない。

（設計変更決議等）

第19条 本局施設課長は、前条の規定により工事設計変更要求書の提出があったときは、これを審査し、適正と認めたときは、速やかに工事設計変更決議書（様式第10号（その2））に変更設計図書を添付して決議の手续をとり、総務課長に送付しなければならない。

2 本局施設課長は、直接執行する工事について、現場の状況その他の事由により設計の変更を要すると認めた場合は、速やかに工事設計変更決議書に変更設計図書を添付して決議の手续をとり、総務課長に送付しなければならない。

3 管理者は第1項及び第2項の規定により設計変更の決議がなされたときは、工事設計変更通知書（様式第11号（その1））により受注者に通知しなければならない。

4 所長等は、委任工事について、現場の状況その他の事由により設計の変更を要すると認めた場合は、速やかに工事設計変更決議書により設計変更の決議をし、工事設計変更通知書により受注者に通知しなければならない。

（設計変更の範囲）

第20条 設計の変更は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、変更する予定金額が当初の請負代金額（以下この条において「請負代金額」という。）に応じ、それぞれ次の各号に掲げる額を超えて行ってはならない。ただし、管理者が特に指定する工事については、この限りでない。

(1) 請負代金額が5,000万円以下のもの 当該請負代金額の100分の30に相当する額

(2) 請負代金額が5,000万円を超え1億5,000万円以下のもの 当該請負代金額の100分の20に相当する額

(3) 請負代金額が1億5,000万円を超えるもの その都度管理者と協議して定める額

（変更請負契約の締結）

第21条 管理者は、第19条第1項及び第2項の規定により決議された工事設計変更決議書に基づき受注者と協議が整ったときは、建設工事請負契約変更決議書（様式第12号（その1））に変更設計図書を添付して決議し、執行規程第9条に定める建設工事変更請負契約書（ただし、製造請負契約にあっては「製造変更請負契約書（様式第47号）」）。以下「変更請負契約書」という。）により受注者と変更請負契約を締結しなければならない。

1 前項の規定は、委任工事について、第19条第4項の規定により決議された工事設計変更決議書に基づき受注者と協議が整ったときに準用する。

（変更請負契約締結の通知等）

第22条 管理者は、前条第1項の規定により変更請負契約を締結したときは、委任工事にあつて

は、建設工事変更請負契約締結通知書（様式第13号（その1））に変更請負契約書の写し及び変更設計図書を添付して、所長等に通知しなければならない。

（工事施工の一時中止等）

第23条 所長等は、委任工事又はその所掌に属する本局契約工事について、工事の全部若しくは一部の施工を一時中止し、又は一時中止の解除をしようとするときは、工事施工一時中止又は解除決議書（様式第14号（その1）（その2））により決議するものとする。

2 所長等は、前項の規定により工事施工の一時中止又は一時中止の解除の決議をしたときは、工事施工一時中止又は解除通知書（様式第15号（その1）（その2））により受注者に通知するとともに、本局契約工事については、工事施工一時中止又は解除通知書により管理者に報告しなければならない。

3 本局施設課長は、直接執行する工事について、工事の全部若しくは一部の施工を一時中止し、又は一時中止の解除をしようとするときは、工事施工一時中止又は解除決議書により決議するとともに、工事施工一時中止又は解除通知書により受注者に通知しなければならない。

（工期の変更要求）

第24条 所長等は、その所掌に属する本局契約工事について、工事施工の一時中止若しくは特別の理由により工期の変更の必要があると認めるとき又は受注者から工期の変更の申出がありこれを適正と認めたときは、工期変更要求決議書（様式第17号（その1））により決議し、工期変更要求書（様式第17号の2（その1））を本局施設課長に提出しなければならない。

（工期の変更決議等）

第25条 本局施設課長は、前条の規定により本局契約工事について工期変更要求書の提出があったときは、これを審査し、適正と認めたときは、速やかに工期変更決議書（様式第17号（その2））により決議のしるべき手続をとり、総務課長に送付しなければならない。

2 本局施設課長は、直接執行する工事について、工期の変更の必要があると認めるとき又は受注者から工期の変更の申出がありこれを適正と認めたときは、工期変更決議書により決議のしるべき手続をとり、総務課長に送付しなければならない。

3 管理者は、第1項及び第2項の規定により工期変更の決議がなされたときは、工期変更（承認）通知書（様式第18号（その1））により受注者に通知しなければならない。

4 所長等は、委任工事について、工期の変更の必要があると認めるとき又は受注者から工期の変更の申出がありこれを適正と認めたときは、工期変更決議書により決議し、工期変更（承認）通知書により受注者に通知しなければならない。

（工期変更に係る変更請負契約の締結）

第26条 管理者は、前条第1項及び第2項の規定により決議された工期変更決議書に基づき受注者と協議が整ったときは、建設工事請負契約変更決議書に工期変更決議書その他変更請負契約を締結するのに必要な一切の書類を添付して決議し、変更請負契約書により受注者と変更請負契約を締結しなければならない。

2 前項の規定は、委任工事について、前条第4項の規定により決議された工期変更決議書に基づき受注者と協議が整ったときに準用する。

第27条 管理者は、前条第1項の規定により変更請負契約を締結したときは、委任工事については、建設工事変更請負契約締結通知書に変更請負契約書の写しを添付して所長等に通知しなければならない。

（工事台帳）

第28条 管理者又は所長等は工事台帳（様式第19号（その1）（その2））を作成し、整理しておかなければならない。

（債権譲渡の取扱い）

第29条 所長等は、その所掌に属する本局契約工事について、受注者から請負契約書第5条第1項ただし書の規定による債権譲渡承諾申請書（様式第20号）の提出があったときは、これを審査し、管理者に送付しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により債権譲渡承諾申請書の送付を受けたときは、これを審査し、適正と認めたときは、債権譲渡承諾書（様式第21号）を受注者に送付するとともに、その写しを所長等に送付しなければならない。

3 管理者は、本局施設課長が直接執行する工事について、受注者から請負契約書第5条第1項ただし書の規定による債権譲渡承諾申請書の提出があったときは、これを審査し、適正と認めたとき

は、債権譲渡承諾書を受注者に送付しなければならない。

- 4 所長等は、委任工事について、受注者から請負契約書第5条第1項ただし書の規定による債権譲渡承諾申請書の提出があったときは、これを審査し、適正と認めたときは、債権譲渡承諾書を受注者に送付しなければならない。

(債権譲渡通知書)

- 第30条** 管理者（委任工事にあつては、所長等）は、前条第2項から第4項までの規定により債権譲渡承諾書を送付した場合において、受注者が債権の譲渡を完了したときは、当該受注者から、遅滞なく、確定日付のある債権譲渡通知書を徴さなければならない

(出来形検査)

- 第31条** 本局施設課長又は所長等は、受注者から請負契約に係る部分払を受けるため出来形検査願（様式第25号）の提出があったときは、出来形検査員決定決議書（様式第22号（その1））により検査員を任命し、当該検査員に出来形検査員任命書（様式第23号（その1））の交付のうえ出来形検査を行わせなければならない。

- 2 出来形検査員は、第33条に規定する監督員及び受注者又はその現場代理人の立会のうえ、出来形検査を行わなければならない。

- 3 出来形検査員は、出来形検査を行ったときは、工事出来高検査調書（会計規程様式第40号（その5））を作成し、本局施設課長又は所長等に復命しなければならない。

- 4 本局施設課長又は所長等は、前項の工事出来形検査調書の提出があったときは、当該調書に基づき工事出来形検査結果通知書（様式第26号）により受注者に通知するとともに、所長等は、その所掌に属する本局契約工事に係るものについては、その謄本を管理者に送付しなければならない。

(部分払の回数)

- 第32条** 部分払は、次の表の左欄に掲げる工事1件当たりの請負代金額に応じ、同表右欄に掲げる回数を限度とするものとする。

請負代金額	回数	
	前払金の支払をしている場合	前払金の支払をしていない場合
2,000万円未満	1回	2回
2,000万円以上、5,000万円未満	2回	3回
5,000万円以上1億円未満	3回	4回
1億円以上	その都度受注者と協議して定める。	

第2節 監督

(監督員の任命)

- 第33条** 所長等は、その所掌に属する本局契約工事について第17条の規定により請負契約締結の通知を受けたとき又は委任工事について請負契約を締結したときは、工事ごとに監督員決定決議書（様式第22号（その2））により2人以上の監督員の任命を決議し、当該監督員に監督員任命書（様式第23号（その2））及び設計図書を交付しなければならない。

- 2 前項の規定は、本局施設課長が直接執行する工事について第16条第1項の規定により請負契約の締結をしたときに準用する。

- 3 本局施設課長又は所長等は、監督員を変更する場合は、監督員変更決議書（様式第22号（その4））により決議し、当該監督員に監督員任命書を交付しなければならない。

(監督員決定通知書)

- 第34条** 本局施設課長又は所長等は、前条の規定により監督員を任命又は変更したときは、受注者に対し、速やかにその旨を監督員決定又は変更通知書（様式第24号（その1）（その2））によ

り通知しなければならない。この場合において、2人以上の監督員にその権限を分担させたときは、当該通知書にそれぞれの監督員の有する権限の内容を記載しなければならない。

(監督員の職務)

第35条 監督員は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 工事施工についての受注者又はその現場代理人に対する指示、承諾及び協議
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査及び工事材料の試験若しくは検査
- (4) 受注者又はその現場代理人に対する請負契約書の各条項及び関係法令等の遵守に関する指導及び監督
- (5) 受注者が行う施工監理、品質管理等に関する指示、承諾及び書類の確認

(監督員心得)

第36条 監督員は、職務の遂行に当たっては、厳正かつ公平を旨とし、次の事項を遵守して工事の監督を行わなければならない。

- (1) 職務上特に知ることのできた受注者の業務上の秘密に属する事項は、これらを他に漏らしてはならないこと。
- (2) 施工計画書及び工程表を審査し、その内容を把握しておくとともに、工事現場の状況を把握しておくこと。
- (3) 工事の施工に関し報告、連絡及び相談を常に心がけること。
- (4) 工事現場に立ち会うときは、必要な設計図書、監督票、指示(承諾)書(様式第27号)その他必要な書類を携行すること。

(監督の方法)

第37条 監督員は、立会い、段階確認又は搬入時検査等の方法により、施工方法、施工内容、出来形、品質、規格、数量等を確認するものとする。ただし、受注者の作成した施工管理記録、写真又は品質証明書等により確認できる場合は、この限りでない。

(事前の説明)

第38条 監督員は、工事が着手される前に、受注者又はその現場代理人に対して、設計図書の内容を正確に説明し、施工の位置、方法、順序等を指示しなければならない。

(丁帳等の確認)

第39条 監督員は、受注者が行う丁帳等の施設については、正確かつ堅ろうに設置させ、その結果を確認するものとする。

(工事記録の整備)

第40条 監督員は、水中又は地下に埋設する工事その他工事完了後に外面から明視することのできない部分については、適宜その施工に立ち会うとともに、必要があると認めるときは、その施工状況を受注者又はその現場代理人に撮影及び記録させておかななければならない。

(指示等)

第41条 監督員は、受注者又はその現場代理人に対して指示、承諾又は協議をするときは、監督票・指示(承諾)書により行わなければならない。

- 2 監督員は、前項の規定により受注者又はその現場代理人に指示した場合には、その旨を指示書(様式第27号)により本局施設課長又は所長等に報告しなければならない。

(工事材料の検査)

第42条 監督員は、受注者又はその現場代理人から設計図書で指定した工事材料について検査の要求を受けたときは、遅滞なく、検査をしなければならない。

- 2 監督員は、前項の規定により検査を行った結果、不合格となった工事材料については、速やかに工事現場外へ搬出させて良品と交換させるとともに、不足数量については補充させ、これらについて、再度、検査をしなければならない。
- 3 本局施設課長又は所長等は、監督員が工事材料の検査をする場合において特に必要があると認めるときは、監督員以外の職員を立会人に命じて検査に立ち合わせることができる。

(工程管理)

第43条 監督員は、常に工事の進捗よく状況を把握し、工事の施工に遅延又は手戻りが生ずるおそれがあると認められるときは、その状況を本局施設課長又は所長等に報告するとともに、その

原因が受注者の責めによるときは、指示書により、受注者又はその現場代理人に対し適切な措置を講じて工事の促進を図るよう指示しなければならない。

(改造の指示)

第44条 監督員は、工期の途中において工事の施工が設計図書に適合していないと認めるときは、受注者又はその現場代理人に対して指示書により改造を指示し、その旨を本局施設課長又は所長等に報告しなければならない。

(破壊検査)

第45条 監督員は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、破壊検査によらなければ工事の施工の適否を確認することができないときは、本局施設課長又は所長等の承認を得て破壊検査をすることができる。

- (1) 設計図書で監督員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料をその検査を受けることなく使用したとき。
- (2) 設計図書で監督員の立会いを受けて工事材料の調合又は工事の施工を行うべく定められているにもかかわらず、その立会いを受けずに調合又は施工したとき。
- (3) 設計図書で工事材料又は工事の施工について見本又は工事写真等の記録を整備するよう定められているにもかかわらず、これを行わなかったとき。
- (4) その他工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由があるとき。

(支給材料及び貸与品)

第46条 監督員は、工事に支障をきたすことなく支給材料及び貸与品が受注者又はその現場代理人に引き渡されるよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 監督員は、支給材料及び貸与品を引き渡すときは、受領書又は借用書(様式第28号)を徴しなければならない。
- 3 監督員は、支給材料について、その使用状況を把握するとともに、貸与品については、受注者に善良な管理者の注意をもって管理させなければならない。
- 4 監督員は、受注者又はその現場代理人に引き渡した支給材料又は貸与品が滅失し、又はき損したときは、受注者に支給材料・貸与品事故報告書(様式第29号)を提出させ、直ちにその状況を調査し、本局施設課長又は所長等に報告しなければならない。

(条件変更の措置)

第47条 監督員は、工事の施工に当たり、請負契約書第18条第1項各号に掲げる事実について、受注者から確認を求められたとき又は自らこれを発見したときは、直ちに調査を行い、その結果を本局施設課長又は所長等に報告し、その指示を受けて受注者に対し指示書により必要な指示をしなければならない。ただし、当該事実が軽易なものであるときは、直ちに受注者に対して指示書により必要な指示をし、その結果を本局施設課長又は所長等に報告することができる。

(臨機の措置)

第48条 監督員は、災害防止その他工事の施工上緊急やむを得ず受注者に臨機の措置を講じさせる必要があると認めるときは、受注者又はその現場代理人に指示書により指示し、そのてんまつを本局施設課長又は所長等に報告しなければならない。

- 2 監督員は、緊急やむを得ない事由により受注者又はその現場代理人の判断により臨機の措置がとられた場合には、速やかに現場の状況を把握して、本局施設課長又は所長等に報告しなければならない。

(第三者に及ぼす損害)

第49条 監督員は、工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼすような状況が生じたときは、速やかに受注者又はその現場代理人に指示書により指示し、本局施設課長又は所長等に当該状況を報告しなければならない。

(発生材の処理)

第50条 監督員は、工事の施工に伴い発生材が生じたときは、現場発生材報告書(様式第30号)により本局施設課長又は所長等に報告しなければならない。

(契約不履行)

第51条 監督員は、受注者に契約不履行のおそれがあると認めるときは、速やかに監督票(様式第27号)により本局施設課長又は所長等に報告しなければならない。

(監督の記録)

第52条 監督員は、次の各号に掲げる書類(受注者から提出を受けた書類を含む。)を整理して

監督の経緯を明らかにしておかなければならない。

- (1) 契約の履行についての受注者又はその現場代理人に対する指示、承諾又は協議に関する記録及び書類
- (2) 工事実施状況の検査又は工事材料の検査及び立会い等の事項を記載した書類
- (3) その他の監督に関する書類

第3節 工事完成検査及び引渡し

(完成検査要求)

第53条 所長等は、その所掌に属する本局契約工事（製造請負契約工事を除く。）及び委任工事のうち1件の予定金額1億5,000万円以上の工事について、受注者から請負契約書第31条第1項の規定による工事完成通知書の提出があったときは、その日から7日以内に工事完成検査要求決議書（様式第31号（その1））により決議のうえ、工事完成検査要求書（様式第32号（その1））に次の各号に掲げる書類を添付して、本局施設課長に提出しなければならない。

- (1) 工事完成通知書（委任工事にあつては、工事完成通知書の写し）
- (2) 完成写真
- (3) その他必要な書類

(完成検査命令決議)

第54条 本局施設課長は、前条の規定により工事完成検査要求書の提出があったときは、土木部長に設計審査等を依頼した工事（以下「依頼工事」という。）に係るものを除き、工事完成検査命令決議書（様式第31号（その2））により検査員を任命して検査を行わせなければならない。

- 2 本局施設課長は、本局施設課の兼務を命ぜられた検査監を検査員に任命したときは、工事完成検査命令通知書（様式第33号）により所長等に通知しなければならない。
- 3 本局施設課長は、直接執行する工事について、受注者から請負契約書第31条第1項の規定による工事完成通知書の提出があったときは、工事完成検査命令決議書により検査員を任命して、検査を行わせなければならない。
- 4 所長等は、委任工事（1件の予定金額1億5,000万円以上の工事を除く。）について、受注者から請負契約書第31条第1項の規定による工事完成通知書の提出があったときは、工事完成検査命令決議書により検査員を任命して、検査を行わせなければならない。この場合において、組織規程第5条の2に規定する支所等に所属する職員を検査員に任命したときは、工事完成検査命令通知書により当該支所等の長に通知しなければならない。
- 5 所長等は、製造請負契約については、契約締結後速やかに工事完成検査命令決議書により検査員を任命しなければならない。

(検査員の任命の要件)

第55条 前条の規定による検査員には、次の各号に掲げる場合を除き、当該工事の監督をした者を任命してはならない。

- (1) 特別の技術を要するため、監督員以外の職員により行うことが著しく困難な検査
- (2) 維持修繕に関する工事で、当該工事の施工後直ちに行わなければ給付の完了の確認が著しく困難な検査

(検査の実施)

第56条 検査員は、受注者又はその現場代理人の立会いのうえ検査を行わなければならない。

- 2 検査員は、検査を行ったときは、工事完成検査調書（会計規程様式第40号（その4））を作成し、本局施設課長又は所長等に復命しなければならない。

(工事完成検査結果通知等)

第57条 管理者は、本局契約工事（本局施設課長が直接執行する工事を除く。）について完成検査が完了したときは、工事完成検査結果通知書（様式第34号（その1））に工事完成検査調書の写しを添付して所長等に送付するとともに、当該通知書により受注者に通知しなければならない。

- 2 管理者は、本局施設課長が直接執行する工事について完成検査が終了したときは、工事完成検査結果通知書により受注者に通知しなければならない。
- 3 所長等は、委任工事について完成検査が完了したときは、工事完成検査結果通知書により受注者に通知しなければならない。

(検査の立会い)

第58条 検査員は、検査を行うときは、監督員を検査に立ち合わせなければならない。ただし、本局施設課長又は所長等がやむを得ないと認めるときは、監督員以外の職員を立ち合わせることができる。

(工事物件の引渡し)

第59条 本局施設課長又は所長等は、完成検査が完了したときは、直ちに受注者から工事物件引渡書(様式第35号)により引渡を受けるものとする。

(部分引渡しに係る検査)

第60条 本局施設課長又は所長等は、設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分がある場合は、前7条の規定を準用する。

(委任)

第60条の2 この節に定めるもののほか、工事成績の評定その他の工事完成検査及び部分引渡しに係る検査に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 中間検査

(中間検査要求決議)

第61条 所長等は、その所掌に属する本局契約工事及び委任工事のうち1件の予定金額1億5,000万円以上の工事について、工事施工の途中における検査(以下「中間検査」という。)の必要があると認めるときは、工事中間検査要求決議書(様式第36号(その1))により決議し、工事中間検査要求書(様式第37号)に設計書類(工事概要書)と平面図等の写しを添付して本局施設課長へ提出しなければならない。

(中間検査命令決議)

第62条 本局施設課長は、前条の規定により工事中間検査要求書の提出があったときは、依頼工事に係るものを除き、工事中間検査命令決議書(様式第36号(その2))により検査員を任命して、検査を行わせなければならない。

2 本局施設課長は、本局施設課の兼務を命ぜられた検査監を検査員に任命したときは、工事中間検査命令通知書(様式第33号)により所長等に通知しなければならない。

3 本局施設課長は、直接執行する工事について中間検査を行うときは、工事中間検査命令決議書により検査員を任命して、検査を行わせなければならない。

4 所長等は、委任工事(1件の予定金額1億5,000万円以上の工事を除く。)について中間検査を行うときは、工事中間検査命令決議書により検査員を任命して、検査を行わせなければならない。この場合において、組織規程第5条の2に規定する支所等に所属する職員を検査員に任命したときは、工事中間検査命令通知書により当該支所等の長に通知しなければならない。

(工事完成検査の規定の準用)

第62条の2 第54条から第56条まで、第58条及び第60条の規定は、中間検査について準用する。

(委任)

第62条の3 この節に定めるもののほか、中間検査に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 契約の解除

(契約の解除)

第63条 管理者(委任工事にあつては、所長等)は、請負契約書第45条第1項、第46条又は第46条の2(第12号を除く。)の規定により、契約を解除するときは、契約の債務の履行について公共工事履行保証証券により役務的保証を求めた場合を除き、建設工事請負契約解除通知書(様式第38号)により契約を解除しなければならない。ただし、工事期間後相当の期間内に工事を完成する見込みがある場合は、この限りでない。

(違約金等)

第64条 管理者(委任工事にあつては、所長等)は、受注者が請負契約書第49条の2に該当したときは、直ちに当該受注者から請負代金額の10分の1に相当する額の違約金を徴しなければならない。この場合において、契約保証金等の契約の保証を付しているときは、契約の保証の種類に応じて、別に定めるところにより契約保証金等を違約金に充当する手続をとらなければならない。

(前払保証人への通知)

第65条 管理者(委任工事にあつては、所長等)は、契約を解除した工事について請負代金の前

払をしているときは、当該前払についての保証人である保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づく保証事業会社をいう。以下「保証事業会社」という。）に対し契約解除通知書（様式第39号）により契約を解除した旨の通知をしなければならない。

（出来形の確認）

第66条 管理者（委任工事にあつては、所長等）は、契約を解除した工事について、第31条第1項に準じ出来形検査員を任命し、受注者を立会わせてうえて、その出来形部分及び当該出来形部分に対する請負代金相当額を確認しなければならない。この場合において、当該工事について請負代金の前払をしているときは、保証事業会社にも立会いを求めなければならない。

2 出来形検査員は、前項の出来形確認を行った場合において、受注者及び保証事業会社を立ち会わせた場合には、出来形確認書（様式第40号）により確認を求めるものとする。

（前払保証金請求）

第67条 管理者（委任工事にあつては、所長等）は、前条第2項の規定により保証事業会社が出来形を確認し、保証を受けるべき部分があると認められた場合には、直ちに保証金の請求をしなければならない。

（談合その他不正行為による解除等）

第67条の2 管理者（委任工事にあつては、所長等）は、受注者が契約に関し請負契約書第46条の2第12号のいずれかに該当したときは、建設工事請負契約解除通知書により契約を解除するものとする。ただし、管理者（委任工事にあつては、所長等）が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

2 管理者（委任工事にあつては、所長等）は、受注者が契約に関し請負契約書第46条の2第12号のいずれかに該当したときは、請負契約書第49条の3第1項又は第3項の規定に基づき、受注者から請負代金額の100分の15に相当する額の賠償金を徴しなければならない。

3 管理者（委任工事にあつては、所長等）は、受注者が契約に関し請負契約書第46条の2第12号のいずれかに該当し、かつ、請負契約書第49条の3第2項各号のいずれかに該当したときは、請負契約書第49条の3第2項又は第3項の規定に基づき、受注者から請負代金額の100分の20に相当する額の賠償金を徴しなければならない。

4 前3条の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

第6節 工事完成履行請求

（履行請求）

第68条 管理者（委任工事にあつては、所長等）は、契約の債務の履行について公共工事履行保証証券により役務的保証を求めた場合で、受注者が請負契約書第46条各号又は第46条の2各号のいずれかに該当するときは、直ちに保証人である保険会社に代替履行請求書兼債権譲渡承諾書（様式第41号）により工事完成の履行請求（以下「履行請求」という。）をしなければならない。

2 管理者（委任工事にあつては、所長等）は、前項の履行請求をしたときは、受注者に対してその旨の代替履行請求書兼債権譲渡承諾通知書（様式第42号）により通知しなければならない。

3 前2項の履行請求及び通知は、配達証明郵便及び内容証明郵便によらなければならない。

（保証事業会社への通知）

第69条 管理者（委任工事にあつては、所長等）は、履行請求をした工事について請負代金の前払をした保証人である保証事業会社に対し、履行請求した旨を通知しなければならない。

（出来形の確認の立会い）

第70条 管理者（委任工事にあつては、所長等）は、履行請求後、保険会社から出来形の確認の立会いを求められたときは、これに応じなければならない。この場合において、当該工事について請負代金の前払をしているときは、保証事業会社に立会いを求めるよう指示しなければならない。

（代替履行業者選定承認）

第71条 管理者（委任工事にあつては、所長等）は、履行請求をした工事について、保険会社から代替履行業者選定報告書の提出があり、適当と認めるときは代替履行業者選定承認書兼債権譲渡承諾書（様式第43号）により承認の通知をするものとし、代替業者及び保険会社から代替履行承諾書の提出を求めなければならない。

(監督員の通知等)

第72条 本局施設課長又は所長等は、代替履行业者が決定したときは、代替履行业者に対し監督員決定通知書により通知し、代替履行业者から現場代理人及び主任(監理)技術者等通知書を提出させなければならない。

第3章 直営工事

第1節 施工手続

(起工決議)

第73条 所長等は、その所掌に属する直営工事(以下本章において単に「直営工事」という。)を施工しようとするときは、工事起工決議書(様式第1号(その3))に設計図書を添付して決議しなければならない。

(設計変更)

第74条 所長等は、現場の状況その他の事由により設計の変更を要すると認めた場合は、工事設計変更決議書(様式第10号(その2))に変更設計図書を添付して決議しなければならない。

(工事台帳)

第75条 所長等は、工事台帳を備え、これに必要な事項を記載しておかななければならない。

(精算)

第76条 所長等は、直営工事の施工が完了したときは、速やかに精算しなければならない。

第2節 監督

(監督員の任命)

第77条 所長等は、直営工事の施工を監督させるため、監督員決定決議書により監督員の任命を決議し、当該監督員に必要な書類を交付して監督に当たらせなければならない。

(作業状況の報告及び書類の整理)

第78条 監督員は、直営工事の作業状況について、作業日報(様式第44号)に整理しておかななければならない。

2 監督員は、直営工事の施工に関する書類を整理し、工事の経緯を明らかにしておかななければならない。

第4章 建設コンサルタント業務の委託

第1節 委託手続

(委託費執行要求)

第79条 所長等は、その所掌に属する本局契約委託業務を執行しようとするときは、委託費執行要求決議書(様式第1号(その2))により決議し、委託費執行要求書(様式第1号の2(その2))に次の各号に掲げる書類を添付して、本局施設課長に提出しなければならない。

(1) 委託費執行概要書(様式第2号(その2))

(2) 委託費内訳書(様式第2号の3(その2))

(3) 仕様書

(4) 図面

(5) 指名業者推薦書(様式第3号(その2)) (必要がある場合に限る。)

(6) その他必要な書類

(委託費執行決議)

第80条 本局施設課長は、前条の規定により委託費執行要求書の提出があったときは、これを審査し、適正と認めたときは、委託費執行決議書(様式第1号(その4))に設計図書(前条第1号から第4号まで及び第6号に掲げる書類をいう。以下本章において同じ。)を添付して、決議の手続をとり、総務課長に送付しなければならない。

2 本局施設課長は、直接執行しようとするときは、委託費執行決議書に設計図書を添付して委託執行の決議の手続をとり、総務課長に送付しなければならない。

3 所長等は、委任委託業務を執行しようとするときは、委託費執行決議書に設計図書を添付して、委託費執行を決議しなければならない。

(入札に関する規定の準用)

第81条 第6条及び第7条から第15条の2までの規定は、建設コンサルタント業務の委託について

準用する。

この場合において、第6条中「指名業者決定伺（様式第3号（その1））」とあるのは「指名業者決定伺（様式第3号（その2））」と読み替え、第10条第1項中「執行規程第5条第1項」とあるのは、「コンサルタント業務執行規程第3条第1項」と読み替えるものとする。

（入札に関する規定の準用の特例）

第82条 標準プロポーザル及び公募型プロポーザル並びに公募型競争入札における業者選定、公募の方法等の手続については、前条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

（委託契約の締結）

第83条 管理者は、本局契約委託業務について契約の相手方が決定したときは、委託契約決議書（様式第8号（その2））に設計図書（第79条各号に掲げる書類をいう。以下本章において同じ。）その他の書類を添付して決議し、コンサルタント執行規程第6条に定める建設コンサルタント業務委託契約書（以下「委託契約書」という。）により委託契約を締結しなければならない。

2 所長等は、委任委託業務について契約の相手方が決定したときは、委託契約決議書により決議し、委託契約書により委託契約を締結しなければならない。

（契約締結の通知等）

第84条 管理者は、本局契約委託業務について委託契約を締結したときは、委託契約締結通知書（様式第9号（その2））に委託契約書の写し及び設計図書を添付して、所長等に通知しなければならない。

（設計変更要求）

第84条の2 所長等は、その所掌に属する本局契約委託業務について、現場の状況その他の事由により設計の変更を要すると認めた場合は、速やかに委託業務変更要求決議書（様式第10号（その3））により決議し、委託費変更要求書（様式第10号の2（その2））に委託費執行の際添付した設計図書の変更書類（以下第88条までにおいて「変更設計図書」という。）を添付して、本局施設課長に提出しなければならない。

（設計変更決議等）

第85条 本局施設課長は、前条の規定により委託費変更要求書の提出があったときは、これを審査し、適正と認めたときは、速やかに委託業務変更決議書（様式第10号（その4））に変更設計図書を添付して決議の手続きをとり、総務課長に送付しなければならない。

2 本局施設課長は、直接執行する委託業務について、現場の状況その他の事由により設計の変更を要すると認めた場合は、速やかに工事設計変更決議書に変更設計図書を添付して決議の手続きをとり、総務課長に送付しなければならない。

3 管理者は、第1項及び第2項の規定により、設計変更の決議がなされたときは、委託業務変更通知書（様式第11号（その2））により受注者に通知しなければならない。

4 所長等は、委任委託業務について、現場の状況その他の事由により設計の変更を要すると認めた場合は、速やかに委託業務変更決議書に変更設計図書を添付して設計変更の決議をし、委託業務変更通知書により受注者に通知しなければならない。

（変更委託契約の締結）

第86条 管理者は、前条の規定により決議された委託費変更決議書に基づき受注者と協議が整ったときは、速やかに変更設計図書その他の書類を添付して、委託契約変更決議書（様式第12号（その2））により決議し、コンサルタント執行規程第7条に定める建設コンサルタント業務変更委託契約書（以下「変更委託契約書」という。）により受注者と変更委託契約を締結しなければならない。

2 前項の規定は、委任委託業務について、前条の規定により決議された委託費変更決議書に基づき受注者と協議が整ったときに準用する。

（変更委託契約締結の通知等）

第87条 管理者は、本局契約委託業務の変更委託契約を締結したときは、変更委託契約締結通知書（様式第13号（その2））に変更委託契約書の写し及び変更設計図書の写しを添付して所長等に通知しなければならない。

（委託業務の一時中止等）

第88条 管理者（委任委託業務にあつては、所長等）は、委託業務の一時中止又は一時中止の解除をしようとするときは、委託業務処理一時中止又は解除決議書（様式第14号（その3））（その

4)) により決議し、委託業務処理一時中止又は解除通知書（様式第15号（その3）（その4））により受注者に通知しなければならない。

（履行期間の変更要求）

第89条 所長等は、その所掌に属する本局契約委託業務について、履行期間の変更の必要があると認めるとき又は受注者から履行期間の変更の申出があったときは、履行期間変更要求決議書（様式第17号（その3））により決議し、履行期間変更要求書（様式第17号の2（その2））を本局施設課長に提出しなければならない。

（履行期間変更決議等）

第89条の2 本局施設課長は、本局契約委託業務について、前条の規定により履行期間変更要求書の提出があったときは、これを審査し、適正と認めたときは、速やかに履行期間変更決議書（様式第17号（その4））により決議の手续をとり、総務課長へ送付しなければならない。

2 本局施設課長は、直接執行する委託業務について、履行期間の変更の必要があると認めるとき又は受注者から履行期間の変更の申出がありこれを適正と認めたときは、履行期間変更決議書により決議の手续をとり、総務課長に送付しなければならない。

3 管理者は、第1項及び第2項の規定により履行期間変更の決議がなされたときは、履行期間変更（承認）通知書（様式第18号（その2））により受注者に通知しなければならない。

4 所長等は、委任委託業務について、履行期間の変更の必要があると認めるとき又は受注者から履行期間の変更の申出がありこれを適正と認めたときは、履行期間変更決議書により決議し、履行期間変更（承認）通知書により受注者に通知しなければならない。

（履行期間変更に係る変更委託契約の締結）

第90条 管理者は、前条の規定により決議された履行期間変更決議書に基づき受注者と協議が整ったときは委託契約変更決議書により決議し、コンサルタント執行規程第7条に定める建設コンサルタント業務変更委託契約書（以下「変更委託契約書」という。）により受注者と変更委託契約を締結しなければならない。

2 前項の規定は、委任委託業務について、前条の規定により決議された履行期間変更決議書に基づき受注者と協議が整ったときに準用する。

（変更委託契約締結の通知等）

第90条の2 管理者は、本局契約委託業務の変更委託契約を締結したときは、変更委託契約締結通知書に変更委託契約書の写しを添付して所長等に通知しなければならない。

（工事台帳）

第91条 管理者又は所長等は、工事台帳を作成し、必要な事項を記載のうえ、整理しておかなければならない。

（既履行部分検査）

第91条の2 本局施設課長又は所長等は、受注者から委託契約に係る部分払を受けるため既履行部分検査願（様式第25号）の提出があったときは、既履行部分検査員決定決議書（様式第22号（その1））により既履行部分検査員を任命し、当該検査員に既履行部分検査員任命書（様式第23号（その1））を交付の上、既履行部分の検査を行わせなければならない。

2 既履行部分検査員は次条第1項に定める監督員及び受注者又はその管理技術者の立ち会いのうえ、既履行部分の検査を行わなければならない。

3 既履行部分検査員は、既履行部分の検査を行ったときは、役務等検査調書（茨城県企業局会計規程の規定による帳票の様式第40号（その1）、以下同じ。）を作成し、本局施設課長又は所長等に復命しなければならない。

4 本局施設課長又は所長等は、前項の役務等検査調書の提出があったときは、当該調書に基づき既履行部分検査結果通知書（様式第26号）により受注者に通知するとともに、所長はその所掌に属する本局委託業務に係るものについては、その謄本を管理者に送付しなければならない。

第2節 監督

（委託業務監督員の任命）

第92条 管理者又は所長等は、委託業務について委託契約を締結したときは、委託業務ごとに監督員決定決議書により1人以上の監督員の任命を決議し、当該監督員に監督員任命書及び設計図書を交付しなければならない。

（委託業務監督員決定通知書）

第93条 管理者又は所長等は、前条の規定により監督員を任命したときは、受注者に対し、速やかにその旨を監督員決定通知書により通知しなければならない。この場合において、2人以上の監督員にその権限を分担させたときは、当該通知書にそれぞれの監督員の有する権限の内容を記載しなければならない。

(委託業務監督員の職務)

第94条 監督員は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 委託業務の履行についての受注者に対する必要な指示、承認又は協議
 - (2) 委託業務の処理状況の確認
 - (3) 受注者に対する委託契約書の各条項及び関係法令等の遵守に関しての指導及び監督
 - (4) 各工程における成果物内容の確認
- 2 監督員は、受注者に対して指示、承諾又は協議をするときは、監督票・指示（承諾）書により行わなければならない。
- 3 前項前段の規定にかかわらず、協議等については受注者の作成する様式を用いることができるものとする。
- 4 監督員は、必要に応じ、受注者に業務に関する打ち合わせの記録の整理を行わせ、提出させるものとする。

(監督の記録)

第95条 監督員は、監督に関する書類（受注者から提出を受けた書類を含む。）を整理して監督の経緯を明らかにしておかなければならない。

第3節 検査

(委託業務完成検査要求書の提出等)

第95条の2 所長等は、その所掌に属する本局契約委託業務について、受注者から業務完了通知書、納品書及び成果物（以下本条並びに次条第2項、第3項及び第4項において「業務完了通知書等」という。）が提出されたときは、その日から5日以内に委託業務完成検査要求決議書（様式第31号（その3））により決議のうえ、委託業務完成検査要求書（様式第32号（その2））に当該提出されたものを添付して、本局施設課長に提出しなければならない。

(検査員の任命)

第96条 管理者は、前条の規定により委託業務完成検査要求書の送付を受けたときは、委託検査命令決議書により検査員を任命して、検査を行わせなければならない

- 2 本局施設課長は、直接執行する委託業務について、受注者から業務完了通知書等の提出があったときは、委託業務完成検査命令決議書により検査員を任命して、検査を行わせなければならない。
- 3 所長等は、委任委託業務について受注者から業務完了通知書等が提出されたときは、委託検査命令決議書により検査員を任命しなければならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、土木又は建築工事に関する監理の業務を行う委託契約については、所長等は、委託契約の締結後速やかに委託検査命令決議書により検査員を任命しなければならない。

(検査員の任命の要件)

第96条の2 前条各項の規定による検査員には、当該委託契約に係る委託業務監督員に任命された者を任命してはならない。

(検査の実施)

第97条 検査員は、受注者又はその管理技術者の立会いのうえ、成果物を検査しなければならない。

- 2 検査員は、検査を行ったときは、役務等検査調書を作成し、管理者又は所長等に復命しなければならない。

(検査結果の通知)

第98条 管理者は、本局契約委託業務（本局施設課長が直接執行する委託業務を含む。）の検査が完了したときは、速やかに委託業務完了検査結果通知書（様式第34号（その2））により受注者に通知しなければならない。

- 2 所長等は、委任委託業務について検査が完了したときは、委託検査結果通知書により受注者に通知しなければならない。

第4節 契約解除

(契約解除)

第99条 管理者（委任委託業務にあつては、所長等）は、委託契約書第41条第1項、第41条の2又は第41条の3（第11号を除く。）の規定により契約を解除するときは、建設コンサルタント業務委託契約解除通知書（様式第45号）により契約を解除しなければならない。ただし、履行期間後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがある場合には、この限りでない。

2 管理者（委任委託業務にあつては、所長等）は、委託業務料の前払をしている場合であつて前項の規定により契約の解除をしたときは、契約解除通知書によりその旨を保証事業会社に通知しなければならない。

(既履行部分の確認)

第99条の2 本局施設課長又は所長等は、契約を解除した委託業務について、第91条の2第1項に準じ既履行部分検査員を任命し、受注者を立ち会わせたうえで、その既履行部分及び当該既履行部分に対する業務委託料相当額を確認しなければならない。この場合において、当該委託業務について業務委託料の前払をしているときは、保証事業会社にも立会いを求めなければならない。

2 既履行部分検査員は、前項の既履行部分の確認を行った場合において、受注者及び保証事業会社を立ち会わせたときは、既履行部分確認書（様式第40号）により確認を求めるものとする。

(前払保証請求)

第100条 管理者（委任委託業務にあつては、所長等）は、第99条第2項により保証事業会社へ通知した場合において、保証を受けるべき部分があると認められたときは、直ちに保証金の請求をしなければならない。

(違約金)

第101条 管理者（委任委託業務にあつては、所長等）は、受注者が委託契約書第45条の2第2項各号に該当するときは、直ちに当該受注者から業務委託料の10分の1に相当する額の違約金を徴しなければならない。

(談合その他不正行為による解除等)

第102条 管理者（委任委託業務にあつては、所長等）は、受注者が契約に関し委託契約書第41条の3第11号のいずれかに該当したときは、建設コンサルタント業務委託契約解除通知書により契約を解除するものとする。ただし、管理者（委任委託業務にあつては、所長等）が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

2 管理者（委任委託業務にあつては、所長等）は、受注者が契約に関し委託契約書第41条の3第11号のいずれかに該当したときは、委託契約書第45条の3第1項の規定に基づき、受注者から業務委託料の100分の15に相当する額の賠償金を徴しなければならない。

3 管理者（委任委託業務にあつては、所長等）は、受注者が契約に関し委託契約書第41条の3第11号のいずれかに該当し、かつ委託契約書第45条の3第2項各号に該当したときは、同項の規定に基づき、受注者から業務委託料の100分の20に相当する額の賠償金を徴しなければならない。

4 第99条第2項及び第100条の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則（平成9年企業局訓令第2号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

付 則（平成10年企業局訓令第1号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成11年企業局訓令第3号）

この訓令は、平成11年4月1日より施行する。

付 則（平成12年企業局訓令第1号）

この訓令は、平成12年4月1日より施行する。

付 則（平成12年企業局訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則（平成13年企業局訓令第1号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成13年企業局訓令第2号）

- 1 この訓令は、平成13年7月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に、第4条に規定する工事起工決議を行った工事については、なお従前の例による。

付 則（平成14年企業局訓令第2号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成14年企業局訓令第3号）

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則（平成15年企業局訓令第1号）

- 1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の茨城県企業局建設工事等施工手続及び監督に関する基準第53条、第56条第2項、第57条第3項及び第60条の2の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に工事起工決議をした工事について適用し、施行日前に工事起工決議をした工事については、なお従前の例による。

付 則（平成16年企業局訓令第2号）

- 1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の茨城県企業局建設工事等施工手続及び監督に関する規準の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに締結する契約について適用し、施行日前に締結された契約については、なお従前の例による。

付 則（平成17年企業局訓令第2号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成18年企業局訓令第4号）

- 1 この訓令は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の茨城県企業局建設工事等施工手続及び監督に関する規準の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに締結する契約について適用し、施行日前に締結された契約については、なお従前の例による。

付 則（平成19年企業局訓令第2号）

- 1 この訓令は、平成19年6月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の茨城県企業局建設工事等施工手続及び監督に関する規準の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに締結する契約について適用し、施行日前に締結された契約については、なお従前の例による。

付 則（平成21年企業局訓令第1号）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の茨城県企業局建設工事等施工手続及び監督に関する規準の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに締結する契約について適用し、施行日前に締結された契約については、なお従前の例による。

付 則（平成23年企業局訓令第2号）

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の茨城県企業局建設工事等施工手続及び監督に関する規準の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに締結する契約について適用し、施行日前に締結された契約については、なお従前の例による。

付 則（平成24年企業局訓令第1号）

- 1 この訓令は、平成24年1月19日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の茨城県企業局建設工事等施工手続及び監督に関する規準の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに締結する契約について適用し、施行日前に締結された契約については、なお従前の例による。

付 則（平成24年企業局訓令第2号）

- 1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の茨城県企業局建設工事等施工手続及び監督に関する規準の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに締結する契約について適用し、施行日前に締結された契約については、なお従前の例による。

付 則（平成25年企業局訓令第1号）

- 1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の茨城県企業局建設工事等施工手続及び監督に関する規準の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに締結する契約について適用し、施行日前に締結された契約については、なお従前の例による

付 則（平成25年企業局訓令第4号）

- 1 この訓令は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第79条の改正規定、第80条第1項の改定規定、第80条に後段として次のように加える改定規定、様式第3条（その1）及び様式第3条（その2）の改正規定 公布の日
 - (2) 様式第5号、様式6号（裏面）、様式第7号（その1）及び様式7号（その2）の改正規定
平成26年4月1日
- 2 前項第2号の規定の施行の日以後に企業局が消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第8号に規定する資産の譲渡等を受ける契約の入札については、同日前においても、この訓令による改正後の茨城県企業局建設工事等施工手続及び監督に関する規準様式第5号から様式7号までを用いて行うことができる。

付 則（令和元年企業局訓令第1号）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 令和元年10月1日以後に企業局が消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第8号に規定する資産の譲渡等を受ける契約の入札については、施行日前においても、この訓令による改正後の茨城県企業局建設工事等施工手続及び監督に関する規準様式第5号から様式第7号までを用いて行うことができる。

付 則（令和2年企業局訓令第1号）

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の茨城県企業局建設工事等施工手続及び監督に関する規準の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに締結する契約について適用し、施行日前に締結された契約については、なお従前の例による。

付 則（令和4年企業局訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則（令和5年企業局訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。